

# 横浜市自治会・町内会館整備費補助要綱

制 定 平成6年7月1日  
最近改正 平成23年4月1日

## (目的)

- 第1条 この要綱は、町内会等が整備する会館の事業に必要な経費の一部について補助金を交付することにより、地域活動を振興し、もって地域住民の福祉の向上を図ることを目的とする。
- 2 前項で定める補助金については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (用語の定義)

- 第2条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。
- 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。
- (1) 町内会等 一定地域において世帯等を構成主体として、自主的に組織された団体で区長に設立の届出をした自治会・町内会及び地区連合町内会をいう。
  - (2) 会館 一つ又は複数の町内会等が、集会等の活動の拠点として管理し、及び利用する施設をいう。
  - (3) 整備 建物を新築、増築、改修、修繕又は購入することをいう。
  - (4) 新築 新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築することをいう。
  - (5) 特殊基礎工事 地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事をいう。
  - (6) 外構工事 門扉、フェンス、ブロック積みなどの工事をいう。
  - (7) 増築 既にある建物の床面積を増加させ建築することをいう。
  - (8) 改修 建物の主要構造部の改修を含む工事をいう。また、耐震補強工事を含む。
  - (9) 修繕 補助対象工事費が100万円以上で、建物の維持を目的とした、改修の程度に至らない修繕をいう。
  - (10) 建物購入 既にある建築物を購入することをいう。
  - (11) 建物区分購入 一棟の建物の中に構造上及び利用上独立区分された専有部分を購入することをいう。
  - (12) 入札者等 町内会等が行う工事請負業者の選定が入札にあっては応札者、見積合わせにあっては見積書の提出者をいう。

## (補助事業者の範囲)

- 第3条 この要綱における補助事業者は、第2条第2項第1号に規定する町内会等とする。
- ただし、補助金規則、この要綱若しくは補助金の交付条件の規定に違反し、又はそれらの規定に基づく区長の指示、勧告、命令等に従わないものを除く。

## (補助事業等の要件)

- 第4条 補助事業等の要件は、原則として次の各号の基準に適合する会館とし、毎年度予算の範囲内において決定する。
- (1) 町内会等が所有する施設で、町内会等により整備、運営及び利用され、地域住民の福祉向上、

連帯の増進に寄与する施設であり、かつ、この要綱に基づいて補助を受けた会館が他にないこと。

- (2) 会議及び集会に必要な施設を備えていること。
- (3) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に適合するものであること。
- (4) 会館の整備に対し、総会の議決等による町内会等の意思決定があること。
- (5) 会館の利用規約等が整備されていること。

（補助事業等の特例）

第 5 条 区分所有者の団体が管理する集会施設において、入居者が構成する町内会等と区分所有者の団体の構成員がほぼ同一であり、かつ、町内会等が自治会・町内会活動に利用し整備費を負担する場合に限り、補助対象となる会館とする。

（補助基準額）

第 6 条 補助額は整備に要する経費の 2 分の 1 とし、補助限度額は次の各号に定めるところによる。また、補助額の算定に当たっては、1 万円未満の端数は切捨てとする。

- (1) 新築、建物購入又は建物部分購入（以下「新築等」という。）は、1 平方メートル当たり 94,500 円、かつ総額 1,200 万円
- (2) 増築又は改修は、500 万円
- (3) 修繕は、200 万円

（補助限度額の特例）

第 7 条 複数の町内会等が共同で会館の新築等を行う場合の補助限度額については、各町内会等ごとに第 6 条第 1 号で定める補助限度額を適用する。

- 2 新築等で特殊基礎工事を施工する場合の補助限度額については、第 6 条第 1 号で定める補助限度額とは別に、300 万円を限度に、基礎工事費を除く特殊基礎工事に要する経費の 2 分の 1 を補助する。
- 3 新築等でエレベーターを設置する場合の補助限度額については、第 6 条第 1 号で定める補助限度額とは別に、300 万円を限度に、エレベーター設置にかかる工事に要する経費の 2 分の 1 を補助する。
- 4 新築等で外構工事を施工する場合の補助限度額については、第 6 条第 1 号で定める 1 平方メートル当たり補助限度額とは別に、100 万円を限度に、外構工事に要する経費の 2 分の 1 を補助する。ただし、総額は第 6 条第 1 号に定める 1,200 万円を限度とする。
- 5 増築、改修又は修繕で外構工事を施工する場合の補助限度額については、整備の種類ごとに第 6 条で定める補助限度額内で、100 万円を限度に外構工事に要する経費の 2 分の 1 を補助する。
- 6 2 種類以上の整備を複合して行う場合の補助限度額は、整備の種類ごとに第 6 条で定める補助限度額を適用する。ただし、補助額の合計は 1,000 万円を超えることはできない。

（交付申請）

第 8 条 補助金規則第 5 条第 1 項に規定する補助申請書の提出期日は、各年度の補助事業等の内容を考慮し、区長がその都度指定するものとする。

- 2 補助金規則第 5 条第 1 項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、補助申請書（第 1 号様式）を用いなければならない。
- 3 補助金規則第 5 条第 2 項に規定する補助申請書に添付する書類については、次の各号に定めるところとする。

- (1) 町内会等の会則及び役員名簿
  - (2) 会館の整備について、次の事項の意思決定を証する書面（総会議事録等）
    - ア 会館整備の可否
    - イ 会館の所在地、規模及び構造
    - ウ 利用計画・利用規約
    - エ 建設費及び資金計画
  - (3) 工事設計書
  - (4) 補助金規則第 24 条の規定に基づき、2 者以上の入札者等が発行した見積書及び見積内訳書（購入の場合は、平面図及び購入予定額の明記された契約締結前の売買契約書の写し）並びに市内事業者であることを証する書類又はその写し
  - (5) 自治会・町内会館利用計画書（第 1 号様式の 2）及び会館利用規約
  - (6) 工事場所(建物)位置図（第 1 号様式の 3）
  - (7) 資金計画書（第 1 号様式の 4）
  - (8) 土地図面(公図)。ただし、修繕を除く。
  - (9) 土地使用承諾書。ただし、修繕を除く。
  - (10) 建築確認を要する工事については建築確認通知書の写し及び建築確認申請書類一式の写し
  - (11) 写真数葉
  - (12) 会館建設会計口座通帳の写し
  - (13) その他区長が必要と認める書類
- 4 補助金規則第 5 条第 2 項第 2 号に規定する資産及び負債に関する事項を記載した書類は、直近の決算報告書及び事業報告書とする。
- ただし、区長は必要に応じ、書類の追加添付を求めることができる。
- 5 申請を行う補助事業者は、補助金規則第 24 条の規定に基づき、市内事業者により入札又は 2 人以上の者からの見積書の徴収を行うこととする。ただし、区長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りではない。
- 6 前項の入札又は見積書の徴収については、次に定めるとおりとする。
- (1) 100 万円以上 1,000 万円未満（補助対象経費） 2 者以上の見積合わせ
  - (2) 1,000 万円以上 5,000 万円未満（補助対象経費） 3 者以上の見積合わせ又は 5 者以上の入札
  - (3) 5,000 万円以上（補助対象経費） 5 者以上の見積合わせ又は 8 者以上の入札
- 7 補助金規則第 5 条第 3 項に規定する補助申請書への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、各年度の補助事業等の内容を考慮し、区長がその都度指定するものとする。

（補助申請の制限）

第 9 条 この要綱に基づき補助を受けた町内会等は、補助を受けてから 5 年間は特別の理由がある場合を除き補助申請をすることはできない。

ただし、修繕については、この限りではない。

（財産の処分の制限）

第 10 条 補助金規則第 25 条に規定する財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、次に定める期間とする。ただし、市有地の貸付を受けて会館を整備している場合は、公有財産（公益用地等）賃貸借契約書の定めによる。

- (1) 補助を受けて新築、購入、増築及び改修により整備する会館の処分制限期間については、次に

定めるとおりとする。

- ア 鉄筋コンクリート造のもの 50年
- イ 鉄骨造のもの 30年
- ウ 木造のもの 24年

(2) 補助を受けて修繕により整備する会館の処分制限期間については、建物の構造にかかわらず10年とする。

(交付決定通知)

第11条 区長は、第8条で定める申請書を受領したときは、市民局長に対して、その建設費の内容確認審査を依頼し、その結果に基づき審査し、補助を適当と認めるときは、予算の範囲内において補助を決定する。

2 補助金規則第8条の規定による補助金の交付決定通知は、補助決定通知書(第2号様式)により行うものとする。

(予算配付)

第12条 市民局長は、区長から補助の決定に伴う区配要求書(第3号様式)を受けたときは、区長に対して関係予算を配付するものとする。

(工事請負契約)

第13条 補助事業者は、区長の補助決定通知書を受領後、速やかに工事請負契約(購入の場合は売買契約)を締結するものとする。なお、工事請負業者は建設業の許可を受けた業者とする。

2 前項の規定に基づき工事請負契約(購入の場合は売買契約)を締結した補助事業者は、区長に工事請負契約書の写し(購入の場合は売買契約書の写し)及び建設業の許可通知書の写しを速やかに提出するものとする。

(届け出の義務)

第14条 補助事業者は、次の各号に該当するときは、区長に速やかにその旨を届け出なければならない。

- (1) 工事に着手したとき、整備着手届(第4号様式)を届け出なければならない。
- (2) 建設計画等申請内容を変更しようとするとき、補助変更申請書(第5号様式)を届け出なければならない。

(申請の取下げの期日)

第15条 補助金規則第9条第1項に規定する補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

(補助金交付の決定の取消し等)

第16条 補助金規則第10条第2項に規定する補助金交付の決定を取り消す必要がある場合は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 詐欺その他不正な手続により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換又は担保したとき。

(4) その他この要綱に違反したとき。

(実績報告)

第 17 条 補助事業者は、補助事業等が完了した時は、補助金規則第 14 条第 1 項の規定により実績報告をするものとする。

2 補助金規則第 14 条で規定する実績報告に係る書類の様式は、整備完了報告書（第 6 号様式）を用いなければならない。

3 前項の整備完了報告書に添付する書類は次のとおりとする。

(1) 請求書、請求内訳書、完成平面図、工事請負契約書の写し（変更工事請負契約書の写しを含む。購入の場合は売買契約書の写し）及び会館建設会計（特別会計）口座の通帳の写し

(2) 完成に対する建築主事の検査済証の写し

(3) 写真数葉

4 整備完了が、第 11 条に定める補助の決定を行った日の属する会計年度を越えた場合は、補助申請書（第 1 号様式）に理由書及び補助決定通知書（第 2 号様式）の写しを添付し、再度補助申請手続きを行うこととする。

5 前項の規定に基づく補助申請書を受理した区長は、区配要求書（第 3 号様式）を市民局長に提出する。

(補助金額の確定通知)

第 18 条 区長は、前条に定める整備完了報告書を受理したときは、市民局長に対して、その建設費の内容確認審査及び工事完了検査を依頼し、その結果に基づき審査し、適当と認めるときは、補助金交付額を決定するものとする。ただし、補助予定額が 200 万円以下（新築を除く）の整備工事については、区長が工事完了検査を行い、適当と認めるときは、補助金交付額を決定するものとする。

2 補助金規則第 15 条の規定による補助金額確定の通知は、補助金交付額決定通知書（第 7 号様式）により行うものとする。

(審査委員会の設置)

第 19 条 第 11 条第 1 項及び第 18 条第 1 項に定める審査をするため、市民局に自治会・町内会館整備費審査委員会を設置する。

(補助金交付の請求)

第 20 条 補助金規則第 18 条第 1 項の規定による補助金の交付の請求は、補助金請求書（第 8 号様式）により行わなければならない。

(補助金の支出)

第 21 条 区長は、補助事業者の請求に基づき、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を支出する。

(交付後の処理)

第 22 条 補助金の交付を受けた補助事業者は、工事等収支決算書（第 9 号様式）に建築費又は購入費の領収書の写し及び会館建設会計口座通帳の写しを添付し、補助金を受領した日から 2 週間以内に区長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、その補助金の使途に関し収支を明りょうにしなければならない。
- 3 補助事業者は、補助を受け整備した会館について、火災保険に加入しなければならない。
- 4 区長は、補助金の経理について必要と認めるときは、その内容の監査又は指導助言を行うことができる。
- 5 区長は、補助金の交付実績について、補助金交付台帳(第10号様式)を作成しなくてはならない。

(決算報告の義務)

第23条 補助事業者は、補助金受領後直近の総会に会館建設の決算報告をしなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の報告をしたとき、決算報告書及び関係書類を速やかに区長に提出しなければならない。
- 3 建物の区分購入をした補助事業者は、前項の書類に加えて、建物の登記簿謄本を提出しなければならない。
- 4 第5条の場合において、区分所有者の団体の決算報告書を提出しなければならない。

(会館の管理)

第24条 補助事業者は、整備した会館を交付団体の運営及び利用以外に、会館の全部又は一部を貸与してはならない。ただし、地域活動を振興し、持って地域住民の福祉の向上を図ることができると区長が認める場合は、この限りではない。

- 2 補助事業者は、整備した会館について関係法令を遵守するとともに、この要綱の趣旨に従い、適正に会館を管理しなくてはならない。
- 3 補助事業者は、会館の利用状況を定期的に、区長へ報告しなくてはならない。

(補助金の返還命令)

第25条 補助事業者が、次の各号の一つに該当するときは、区長は、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 詐欺その他不正な手続により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換又は担保したとき。ただし、貸与については、地域活動を振興し、持って地域住民の福祉の向上を図ることができると区長が認める場合は、この限りではない。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

(関係書類の保存期間)

第26条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、第10条に定める会館の処分制限期間とする。

(委任)

第27条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱の改正前の自治会・町内会館整備費補助事業要綱の規定により、補助金の内定又は補助金の交付を受けた者は、改正後の横浜市自治会・町内会館整備費補助事務取扱要綱の規定により、補助金の内定又は補助金の交付を受けた者とみなす。

(自治会・町内会館整備費補助事業要綱の廃止)

3 自治会・町内会館整備費補助要綱(昭和49年4月1日制定)を廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成7年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱の改正前の自治会・町内会館整備費補助事業要綱の規定により、補助金の内定又は補助金の交付を受けた者は、改正後の横浜市自治会・町内会館整備費補助事務取扱要綱の規定により、補助金の内定又は補助金の交付を受けた者とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の横浜市自治会・町内会館整備費補助要綱第4条第1号の規定は、この要綱の施行日以降に補助の内定を受けた者について適用し、施行日の前日までに補助の内定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱の改正前の横浜市自治会・町内会館整備費補助要綱の規定により、補助の内定を受け、かつ補助金の交付決定を受けていない者に対する補助金の交付決定その他の手続きは、なお従前の例による。

ただし、改正後の横浜市自治会・町内会館整備費補助要綱第6条第4項第13号、第8条、第15条、第16条の規定については、これを適用する。

3 この要綱の施行の際、現にこの要綱の改正前の横浜市自治会・町内会館整備費補助要綱の規定により、この要綱の施行期日前に補助金の交付を受けた者は、改正後の横浜市自治会・町内会館整備費補助要綱の規定により補助金の交付を受けた者とみなす。

4 この要綱による改正後の横浜市自治会・町内会館整備費補助要綱第4条第1号及び第5条第1項、第2条並びに第3項の規定は、平成12年8月1日以後に補助の申請をした者について適用し、平成12年7月31日までに補助の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱の改正前の横浜市自治会・町内会館整備費補助要綱の規定により、補助の決定を受け、かつ補助金の交付額決定を受けていない者に対する補助金の交付決定その他の手続きは、なお従前の例による。

ただし、改正後の横浜市自治会・町内会館整備費補助要綱第 15 条第 3 項の規定については、これを適用する。

3 この要綱の施行の際、現にこの要綱の改正前の横浜市自治会・町内会館整備費補助要綱の規定により、補助の決定又は補助金の交付を受けた者は、改正後の横浜市自治会・町内会館整備費補助要綱の規定により、補助の決定又は補助金の交付を受けた者とみなす。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 8 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。